

議案第102号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「実施の」を「提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の」に改める。

第17条中「児童福祉施設の設置者」を「児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）の設置者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

第20条第3項中「実施に」を「提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に」に改める。

第45条第3項第2号の表中

「

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	--------------------------------

」

を

「

	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方</p>
--	---

避難用	<p>法を用いるものその他有効に排煙することができる と認められるものに限る。)を有する付室を通じて 連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3 号及び第9号を満たすものに限る。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋 外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定す る構造の屋外階段</p>
-----	--

」

に改める。

第47条第2項中「(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。))第7条第1項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に1日に4時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね20人につき1人以上)」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上)」を削る。

第48条の見出しを「(開所日等)」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

保育所における開所日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 保育所における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。

第51条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第51条 保育所の設置者は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条中「就学前保育等推進法」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」に改める。

附則第6項から第11項までを削り、附則第12項中「6人」を「4人」に改め、同項を附則第6項とする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い保育所の保育室等を4階以上に設ける建物の要件を緩和すること、保健師又は看護師の配置に伴う保育士の配置要件の緩和を拡大すること等のため、及び保育所の開所日及び開所時間を定めるため、この条例を制定するものである。